

改 正 後	現 行
<p>3 (略)</p>	<p>3 指導についての留意事項 (1) 学習指導については、児童養護施設を措置解除され、家庭の事情等によりやむを得ず、施設内に居住している大学生等を講師として活用を図ることとする。 (2) スポーツや表現活動について ア 指導内容は児童の性別、年齢、興味、関心及び発達状況等に留意し、体力や運動能力を増進すること。 イ 指導方法は、技術の向上に走ることなく、児童にスポーツや表現活動の楽しさを体得させることを基本とすること。 ウ 指導効果を高めるため、他の職員との協調連携を図ること。 (3) 指導員については、常勤、非常勤の別を問わないものである。</p>
<p>4 実施施設 (1) (略) (2) 学習指導 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、<u>小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）、里親</u> (3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 実施施設 (1) 指導員を配置する施設は「児童福祉施設最低基準」（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている学習指導 (2) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親特別指導 児童養護施設 5 経費について 指導員の配置に要する経費及び学習指導に必要な副教材費等の経費については、別に定める措置費の交付要綱により支弁されるものである。</p>

○里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて（平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、児童家庭局保育課長連盟通知）の新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>各 都道府県 指定都市 中核市</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長 児童家庭局家庭福祉課長 児童家庭局保育課長</p> <p>民生主管部（局）長 殿</p> <p>【一部改正】平成14年10月15日 雇児福発第1015001号 【一部改正】平成 年 月 日 雇児福発第 号</p> <p>里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて (略)</p> <p>別紙 1 (略)</p>	<p>各 都道府県 指定都市 中核市</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長 児童家庭局家庭福祉課長 児童家庭局保育課長</p> <p>民生主管部（局）長 殿</p> <p>【一部改正】平成14年10月15日 雇児福発第1015001号</p> <p>里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて 児童福祉行政及び障害福祉行政の推進については、かねてより特段の御配慮を煩わされているところであるが、今般、標記について、別紙のとおり取扱うこととしたので、十分御留意の上、遺憾のないようにされたい。</p> <p>別紙 1 里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて ア 取扱い 里親の就労等により里親に委託されている児童の保育に欠けることとなつた場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親への委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき里親に委託されていることが、保育所に入所することを妨げないものとする。児童を既に就労している里親に委託することが、当該児童の最善の利益に適うと認められる場合についても、同様の取り扱いであること。本取扱いを行うに際しては、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童について最善の措置を採ること。 イ 費用の支弁 ① 里親に対する支弁 里親委託に係る措置費の支弁については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知。（以下「児童入所施設措置費等交付要綱」という。））及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金につ</p>

改正後

現行

<p>2 里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童が障害児通園施設又は児童デイサービスに通う場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い 児童が里親又はファミリーホームに委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設（以下「障害児通園施設」という。）又は児童デイサービスにおいて専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第4の1の（1）のキにより、通所施設の指導訓練を受けさせるとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。</p> <p>① 本取扱いの対象児童は、障害児通園施設については児童福祉法第26条第1項第1号に基づき、都道府県知事に報告した児童に限ることとし、児童デイサービスについては第26条第1項第5号の規定に基づき、市町村長に報告又は通知した児童に限るものである。</p> <p>② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討の上、また、児童デイサービスについては児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。</p>	<p>いて」通知の施行について」（平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知。以下「児童入所施設措置費等施行通知」という。）により、月額を支弁する。</p> <p>② 保育所運営費の支弁については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知。以下「保育所運営費交付要綱」という。）及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知。以下「保育所運営費施行通知」という。）で定める保育単価により、月額を支弁する。</p> <p>ウ 費用徴収 ① 里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② 保育所入所に係る費用徴収を免除する。</p>
<p>2 里親に委託されている児童が障害児通園施設へ通所する場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い 児童が里親に委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児通園施設（以下「障害児通園施設」という。）において専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第4の1の（1）のキにより、通所施設の指導訓練を受けさせるとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。</p> <p>① 障害児通園施設の日々の通所人員は認可定員を超えないものとする。</p> <p>② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討の上、当該児童において最善の措置を採ること。</p>	<p>2 里親に委託されている児童が障害児通園施設へ通所する場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い 児童が里親に委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児通園施設（以下「障害児通園施設」という。）において専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第4の1の（1）のキにより、通所施設の指導訓練を受けさせるとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。</p> <p>① 障害児通園施設の日々の通所人員は認可定員を超えないものとする。</p> <p>② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討の上、当該児童において最善の措置を採ること。</p>

改正後

③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設や児童デイサービスに通っている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合について、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁

- ① 里親及びファミリーホームに対する支弁
 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。
- ②の1 障害児通園施設に対する支弁
 障害児通園施設措置費の支弁については、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知。以下「障害児施設措置費交付要綱」という。）及び「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」の通知の施行について」（平成19年12月18日障発第1218001号障害保健福祉部長通知。以下「障害児施設措置費施行通知」という。）で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割り支弁する。

$$\text{その月の支弁額} = \frac{\text{月額保護単価} \div \text{その月の開園日数} \times \text{その月の通園した日数}}{\text{（注）10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。}}$$

- ②の2 児童デイサービスに対する費用
 児童デイサービスに係る費用については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額とする。

ウ 費用の徴収

- ① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収
 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 障害児通園施設及び児童デイサービスに係る費用徴収
 徴収を免除する。

現行

③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設に通所している児童が里親へ委託される場合についても、同様の取扱いであること。

イ

- ① 費用の支弁
 里親に対する支弁
 里親委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。
- ② 障害児通園施設に対する支弁
 障害児通園施設措置費の支弁については、「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」（平成10年7月31日厚生労働省障第223号厚生事務次官通知。以下「障害児施設措置費交付要綱」という。）及び「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」の通知の施行について」（平成10年7月31日障第446号障害保健福祉部長通知。以下「障害児施設措置費施行通知」という。）で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割り支弁する。

$$\text{その月の支弁額} = \frac{\text{月額保護単価} \div \text{その月の開園日数} \times \text{その月の通園した日数}}{\text{（注）10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。}}$$

ウ

- 費用の徴収
 ① 里親委託に係る費用徴収
 里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 障害児通園施設に係る費用徴収
 徴収を免除する。

現 行	改 正 後
<p>3 母子生活支援施設入所児童が障害児通園施設へ通所する場合の取扱いについて</p> <p>児童が母子生活支援施設に入所しており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通園施設において専門的な療育・訓練を受ける必要と認められる場合は、当該児童につき、母子生活支援施設に入所していることが、障害児通園施設に通所することを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。</p> <p>① 障害児通園施設の日々の通所人員は認可定員を超えないものとする。</p> <p>② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所の間で十分連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。</p> <p>③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設に通所している児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。</p> <p>イ ① 母子生活支援施設に対する支弁費用の支弁 母子生活支援施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。</p> <p>② 障害児通園施設に対する支弁 障害児通園施設措置費の支弁については、障害児施設措置費交付要綱及び障害児施設措置費施行通知で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支弁する。</p> <p>その月の支弁額 $= \frac{\text{月額保護単価} \times \text{その月の開園日数} \times \text{その月の通園した日数}}{\text{（注）10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。}}$</p>	<p>3 母子生活支援施設入所児童が障害児通園施設又は児童デイサービスに通園する場合の取扱いについて</p> <p>児童が母子生活支援施設に入所しており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通園施設又は児童デイサービスにおいて専門的な療育・訓練を受ける必要と認められる場合は、当該児童につき、母子生活支援施設に入所していることが、障害児通園施設又は児童デイサービスに通うことを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。</p> <p>① 本取扱いの対象児童は、障害児通園施設については児童福祉法第26条第1項第1号に基づき、都道府県知事に報告した児童に限ることとし、児童デイサービスについては第26条第1項第5号の規定に基づき、市町村長に報告又は通知した児童に限るものである。</p> <p>② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。</p> <p>③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設又は児童デイサービスに通っている児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。</p> <p>イ ① 母子生活支援施設に対する支弁費用の支弁 母子生活支援施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。</p> <p>② 障害児通園施設に対する支弁 障害児通園施設措置費の支弁については、障害児施設措置費交付要綱及び障害児施設措置費施行通知で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支弁する。</p> <p>その月の支弁額 $= \frac{\text{月額保護単価} \times \text{その月の開園日数} \times \text{その月の通園した日数}}{\text{（注）10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。}}$</p> <p>②の2 児童デイサービスに係る費用 児童デイサービスについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に準じて算定した額とする。</p>

現 行	改 正 後
<p>ウ 費用の徴収</p> <p>① 母子生活支援施設等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により月額を徴収する。</p> <p>② ① 障害児通園施設に係る費用徴収 障害児通園施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、障害児施設措置費交付要綱の別表4-1「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」を基に、次の算式により日割り徴収する。 その月の徴収額 ＝ 徴収金基準額 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p>	<p>ウ 費用の徴収</p> <p>① 母子生活支援施設等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により月額を徴収する。</p> <p>② ① 障害児通園施設に係る費用徴収 障害児通園施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、障害児施設措置費交付要綱の別表4-1「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」を基に、次の算式により日割り徴収する。 その月の徴収額 ＝ 徴収金基準額 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう</p> <p>②の2 児童デイサービスに係る費用徴収 児童デイサービスに係る国庫精算上の費用徴収については、「やわを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」(平成18年11月17日障発第1117002号障害福祉課長通知)に準じて取り扱う。</p>
<p>4 その他 里親及びファミリーホームに委託されている児童及び母子生活支援施設へ入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合は、費用の支弁費用の支弁 里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設等が児童自立支援施設通所措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。</p>	<p>4 その他 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は母子生活支援施設へ入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合は、費用の支弁及び徴収については次のとおりとする。</p> <p>① 費用の徴収 里親及びファミリーホーム委託又は母子生活支援施設入所に係る費用徴収 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費又は母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② 情緒障害児短期治療施設通所部又は児童自立支援施設通所部に係る費用徴収 徴収を免除する。</p>

新

旧

<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 略</p>	<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法（昭和31年法律第118号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{労働省}省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業</p> <p>(2) 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(3) 婦人保護事業費補助金 昭和38年3月19日厚生省発第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設（婦人保護長期収容施設を含む。）の運営事業</p>
---	---

(交付額の算定方法)

4 略

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費負担金及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。

イ 婦人保護施設運営費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

（注）配分額は交付決定額とする。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておくなければならない。

(交付額の算定方法)

4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。

(1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1) により選定された額に第5欄に掲げる負担（補助）率を乗じる。

(3) (2) により算出された額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。

イ 婦人保護施設運営費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておくなければならない。

(申請手続)

6 略

(変更申請手続)

7 略

(交付決定までの標準的処理期間)

8 略

(補助金等の概算払)

9 略

(実績報告)

10 略

(補助金等の返還)

11 略

(申請手続)

6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的処理期間)

8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金等の概算払)

9 厚生労働大臣は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。

(実績報告)

10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

11 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫に返還することを命ずる。

新	旧
<p>(その他)</p> <p>12 略</p>	<p>(その他)</p> <p>12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによること が き な い 場 合 に は 、 あ ら か じ め 地 方 厚 生 (支) 局 長 の 承 認 を 受 け て そ の 定 め る と こ ろ に よ る も の と す る 。</p>

別紙 婦人保護費交付基準

<p>1 区分 婦人保護 事業費 負担金</p>	<p>2 種目 事務費</p>	<p>3 基準額</p> <p>次に掲げる額の合算額 1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額（経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に1.2を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と1.2を乗じて得た額（以下「標準国庫補助基本額」という。）とする。 ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であつて、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数（以下「指導員加算数」という。）を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額（指導員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に1.2を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と1.2を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。</p>	<p>4 対象経費</p> <p>婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等</p>	<p>5 負担 (補助)率</p> <p>5 / 10</p>
--------------------------------------	---------------------	--	---	-------------------------------------